少子高齢化に歯止めをかけ、人口減少を克服することは持続可能な地域社会を実現する上での大きな足掛かりとなる。各地方自治体が諸課題の解決に立ち向かうためには、財政上の裏付けが不可欠である。国には、各地方自治体の取組をしっかり支えていくことが求められている。

将来にわたって、国の基盤そのものである持続可能な地域社会が、津々浦々に広がることを期待したい。

[1] 平成30年度予算の編成等に関する建議（平成29年11月29日財政制度等審議会）40・41ページ

[2] 平成30年度予算の編成等に関する建議（平成29年11月29日財政制度等審議会）41・42ページ

[3] 地方財政法第４条の２「地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。」

[4] その他、各地方自治体は、国の施策や合併といった制度的な要因により基金を積み立てている（資料６）。

[5] 地方自治法第241条第１項「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。」

[6] 地方自治法施行令第147条第１項「歳入歳出予算の款項の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。」地方自治法第233条第５項「普通地方公共団体の長は、第３項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。」同法施行令第166条第２項「地方自治法第233条第１項及び第５項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。」同法施行規則第16条の２「歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の様式は、別記のとおりとする。」

[7] 平成17年度は、全地方自治体（2,465団体）のうち1,373団体（56％）で給与抑制措置を実施。

[8] 地方自治体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

[9] 平成30年度予算の編成等に関する建議（平成29年11月29日財政制度等審議会）41・42ページ

[10] 平成29年９月末現在で1,777の地方自治体（全体の99.4％）が公共施設等総合管理計画を策定済み。

[11] 東京オリンピック・パラリンピック大会を契機として、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行するため、平成29年２月に設置されたユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議において、共生社会の実現に向けた方針として決定された計画。

[12] 平成30年度予算の編成等に関する建議（平成29年11月29日財政制度等審議会）42・43・44ページ

[13] 平成25年度決算より、一般行政経費（単独）に相当する各都道府県・市区町村の歳出額を、民生費・商工費などの目的別で総務省ホームページで公表している。また、平成28年度決算より、一般行政経費（単独）について地方自治体間の重複部分を除外した決算額（純計額）を総務省ホームページで公表している。

[14] 例えば、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保された財源は、地方交付税の算定において、地域活性化等の経費を含む通常の算定項目に加えて、職員数削減率等の行革努力分の指標及び製造品出荷額等の地域活性化分の指標により「地域の元気創造事業費」として、また、人口増減率等の指標により「人口減少等特別対策事業費」として算定されている。

[15] 次に掲げるような項目は地方財政計画には計上されていない。

・歳入：超過課税、法定外普通税、法定外目的税

・歳出：国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

[16] 財政制度等審議会に提出された財務省の試算においては、平成26年度は計画額が決算額よりも0.7兆円程度過大であるとされている。また、総務省においても、地方財政計画の歳出規模と決算額を比較し、公表しているが、近年では、決算額が計画額を１～２兆円程度上回っていると試算している。

[17] 平成30年度予算の編成等に関する建議（平成29年11月29日財政制度等審議会）44ページ

[18] 平成30年度予算の編成等に関する建議（平成29年11月29日財政制度等審議会）42ページ

[19] 交付税原資は、国税４税（所得税、法人税、酒税、消費税）及び地方法人税であるが、後者は交付税特別会計に直接繰り入れられている。

[20] 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年８月28日総務大臣通知）により地方団体に要請されている主要な業務改革は、総務省の調査により、他団体の参考となるよう取組状況が比較可能な形で公表されている。

[21] 単位費用とは、合理的かつ妥当な水準における標準的な経費を基準として算定した各測定単位の単位当たりの費用であり、基準財政需要額は、地方行政の種類ごとに補正後の測定単位を単位費用に乗じて得た額を合算して算定する。

[22] 窓口業務の民間委託の実施率は、17.3％（平成29年４月１日時点（速報値））

[23] 総務省において、窓口業務の民間委託等のモデル構築のための業務改革モデルプロジェクトを実施し、改革の手法を確立して、その横展開を図るほか、民間委託のための標準委託仕様書を平成30年度から全国展開することとしている。また、地方独立行政法人を活用できるよう地方独立行政法人法が改正され、平成30年４月１日から施行される。

[24] 平成30年度予算の編成等に関する建議（平成29年11月29日財政制度等審議会）44・45ページ

[25] 「地方版総合戦略」とは、まち・ひと・しごと創生法第９条に基づき都道府県が策定する都道府県まち・ひと・しごと創生戦略及び同法第10条に基づき市町村が策定する市町村まち・ひと・しごと創生戦略をいう。平成28年度末時点で、全ての都道府県及び1,740市区町村（99.9％）において地方版総合戦略が策定済みである。

[26] 地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」や、地域資源を活用した地域エネルギー事業の立ち上げを支援する「分散型エネルギーインフラプロジェクト」、「マイキープラットフォーム」を活用した「地域経済応援ポイントの導入」、シェアリングエコノミーを活用して地域の課題解決や経済活性化の取組等が展開されている。

[27] 「地域おこし協力隊」の拡充のほか、地域への「ヒト・情報」の流れを創出する「チャレンジ・ふるさとワーク」、「子ども農山漁村交流プロジェクト」、「地域運営組織」の形成等が推進されている。

[28] 「集約とネットワーク」の考え方に基づいた「連携中枢都市圏」及び「定住自立圏」や過疎地域等における「集落ネットワーク圏」の形成が推進されている。

[29] 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国民健康保険制度の運営に中心的な役割を担うとともに、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料の決定、賦課・徴収、保険事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなる。

[30] 定型的業務を中心とした事務・事業の民間委託の推進、指定管理者制度等の活用、窓口の手続コストの最適化、給与・旅費等に関する庶務業務の集約化、自治体情報システムのクラウド化、ＰＰＰ／ＰＦＩの推進など

[31] 「Business Process Re-engineering」の略

[32] 平成28年度末までに統一的な基準による財務書類は1,766団体（全体の98.8％）が、固定資産台帳は1,245団体（全体の69.6％）が整備済み。